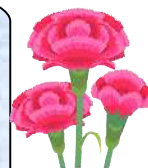


# 浜長保険センター安全だより

令和 6 年 5 月 20 日  
 浜長保険センター 第 90 号  
 電話 079-246-2561  
 FAX 079-246-2571



八十八夜も過ぎ、新緑が目には鮮やかな季節となりました。  
 「茶積」に歌われる「夏も近づく八十八夜」、この八十八夜とは、立春(2月4日)から数えて88日目、今年は閏年(2月29日)のため、例年より1日前の5月1日(水)になり、立夏も1日早い5月5日(日)になります。皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます



道路交通法は、速度違反について、最高速度と最低速度の違反規定があります。車両は、道路標識等により指定されている道路では、その速度を、指定されていない道路では政令で定められています。つまり法定速度より指定速度が優先されます。働き方改革に伴い輸送効率のため大型貨物自動車の速度が 80 km/毎時から 90 km/毎時に引き上げられました。(2024.4.1 改正)、又改正道交法が5月17日可決、成立しました。

## 1 法定最高速度

車 両	速 度	
	一 般 道	法 定 速 度 高速道本線(対面通行区間を除く)
大型乗用自動車(バスなど)	60km/毎時	100km/毎時
普通乗用自動車、軽自動車	60km/毎時	100km/毎時
大型自動二輪車、普通自動二輪車	60km/毎時	100km/毎時
大型貨物自動車、8トン以上の中型貨物	60km/毎時	90km/毎時(改正前 80km/毎時)
トレーラー	60km/毎時	80km/毎時
普通自動二輪車(125cc以下)	60km/毎時	通行禁止
原 付	30km/毎時	通行禁止
緊急自動車	80km/毎時	100km/毎時

## 2 法定最低速度

法定最低速度は、車種にかかわらず 50 km/毎時ですので、高速自動車国道は、道路標識等により最低速度が指定されることはありません。

また、法定の最低速度は、対面通行でない区間の本線車道に適用され、対面通行区間の本線車道、加速車線、減速車線、登坂車線、路側帯、路肩は適用されません。



## 3 指定最低速度

神戸淡路鳴門自動車道は、高速自動車国道ではなく、自動車専用道路であり、法定の最低速度は適用されませんが、一部の区間(神戸西 IC ~ 西淡三原 ICの間)は道路標識等により最低速度 50 km/毎時が指定されています。指定区間にあります明石海峡大橋は、指定最低速度 50 km/毎時ですので、景色を見ようと 50 km/毎時以下で走行しますと最低速度違反に該当します。(反則金 普通6千円、点数1点)

## 4 改正道交法～自転車走行中の携帯電話使用(ながら運転)

「16歳以上の自転車の交通違反(113違反行為)に青切符制度導入を柱とする改正道交法が、本年5月17日(金)の参院本会議で可決、成立し、翌18日(土)、神戸新聞に掲載されました。改正道交法の概要は本年3月の安全だよりで説明しています。自転車走行中の携帯電話使用「ながら運転」は、その行為によって、罰則が異なります。走行中の携帯電話使用は、青切符対象ですが、「ながら運転」中に危険を生じさせた場合は、赤切符対象となり、1年以下の懲役又は30万円以下と重くなります。また、青切符制度導入は公布から2年以内、酒気帯運転と「ながら運転」は6か月以内に施行されます。

